

岩手県森林審議会議事録

開催日時：令和元年 12 月 13 日（金） 13：30～15：58

開催場所：エスポワールいわて 2階 大中ホール

出席者：別紙のとおり

発言者	発 言 内 容
事務局	<p>委員の皆様には、本日御多忙のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。ただいまから、岩手県森林審議会を開会いたします。</p> <p>本日は、当審議会の委員総数 15 名中 10 名の委員に御出席いただき、過半数に達しておりますことから、岩手県森林審議会運営規則第 4 条第 2 項の規定により、会議は成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>なお、郷右近勤委員、佐藤理香委員、猪内次郎委員、本田敏秋委員、山本賢一委員におかれましては、欠席する旨の御連絡を受けておりますので、御報告いたします。</p> <p>また、本年 12 月 1 日付けで就任され、今回の審議会から御出席いただいております新たな委員の方を御紹介いたします。東北森林管理局盛岡森林管理署長の宮沢一正様でございます。</p> <p>続きまして、本日の審議会の公開の取扱いについてですが、会議の議事は原則として公開することとなっておりますので、本日の議事は全て公開とさせていただきます。</p> <p>なお、審議等に際しましては、事務局の者がマイクをお持ちしますので、御発言はマイクにてお願いいたします。</p> <p>それでは開会にあたりまして、岩手県農林水産部林務担当技監の橋本より御挨拶申し上げます。</p>
橋本林務担当技監	（あいさつ）
事務局	<p>続きまして、当審議会の岡田会長より御挨拶をいただきたいと存じますが、本審議会の議長は、岩手県森林審議会運営規則第 4 条第 1 項の規定によりまして、審議会の会長が議長を務めることとなっております。</p> <p>岡田会長には、前方中央の議長席へ御移動の上、御挨拶を頂戴したいと存じます。それでは、岡田会長よろしくお願ひいたします。</p>
岡田会長	<p>ただいま紹介いただきました岡田でございます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>森林林業基本計画は我が国において、国と県と市町村の 3 層構造の林政体系、これをしっかりと維持していくということを長いことずっとやってきているんですが、それではその中で基本計画は一体何を政策的な重点として置いていたかということ、ただいま技監からお話がありましたような内容がしっかりと書き込まれているということが今、改めてわかりました。</p> <p>一つは森林経営をしっかりと確立していくということです。</p> <p>二つ目は、森林の更新をしっかりと確保する。再造林をしっかりとやるということです。</p> <p>三つ目が、間伐は依然として大きな課題だというように置かれています。</p> <p>四つ目は、路網整備を推進しなければいけない。</p> <p>五つ目が多様で健全な森林、ここにしっかりと誘導することが、国であれ、県であれ、市町村であれ、大きな課題です。この誘導という、ここがしっかりと踏まえられております。</p> <p>六つ目は、地球温暖化へのしっかりとした適応策を、それぞれが作ってくださいということになっています。</p>

	<p>七つ目が、これが台風等々に大きく関わるところですが、国土保全の重要な部分、ここをやっぱり推進しましょう、ということになっています。</p> <p>八つ目は、最近ではイノベーションと言っていますが、研究等技術開発。その普及、定着。これはやっぱり大事ですね、ということが言われております。</p> <p>そして、今日的な特徴の一つと言えるかと思いますが、地方創生。ここにしっかりと寄与する政策体系。これを我々は意識しましょう、ということになっています。</p> <p>その上で、森林を作り維持する。その社会的な側面を考えると、社会全体でコストを負担するという点について、しっかりと理解を得るように、これを我々は役目として持ちましょうということになっています。</p> <p>それと、森林が上手に利用されていないということも指摘をされています。</p> <p>そして、今、まさにスペインで行われてる COP 25。我が国の環境大臣が一生懸命スピーチをしたようですけども、残念ながら国際的な理解ということは、まだ大分距離がありそうですね。ニュースを見ていますと。ここでやはり国際的な理解を得て協調するというのがなければ、我が国の森林林業政策は実現したとは言いがたいということの指摘がございます。</p> <p>トータルで、国は一生懸命やってるかなというようにも思います。我々も一生懸命やろうとしていますし、日々頑張っています。しかし、中身的にはやはり地方の主体性というものが、今ひとつ見えてこないというのは、指摘をされているとおりで思っています。</p> <p>そんなことから、この審議会の持っている役割というのは大変大きいと思いますし、私どもが地方といった場合には、県と市町村が一体となつてということが、当然のように意識の中にありますし、我々の言葉としては、カバーするような意味合いで使っております。</p> <p>そういうことから、ぜひとも、この場でも地域、地方主体のという辺りを踏まえつつ、先の 12 の課題に、しっかりと応えられるような意識を改めて持ちながら、今日の議題にも臨んで参りたいと思っております。どうぞ、御協力をよろしくお願いいたします。以上です。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、次第 3 の報告事項となりますが、以降の進行につきましては、議長の岡田会長にお願いしたいと存じます。</p> <p>それでは、岡田会長よろしくようお願いいたします。</p>
岡田議長	<p>最初は報告事項でございます。</p> <p>この件は、この審議会の運営規則第 7 条というところに、それぞれの部会からの報告を受ける、あるいは、審議会としては部会の報告を求めるということになってございます。</p> <p>まず初めに、林地保全部会の審議結果について、佐藤部会長から報告をいただきたいと思っております。</p>
林地保全部会 (佐藤順一委員)	資料 No. 1 により報告
岡田議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>報告事項ではございますが、この際ですから何かご意見なりご質問があれば、いただきたいと思っております。よろしいですか。</p> <p>それでは無いようですので続きまして、松くい虫対策部会の審議結果について、梶本部会長から御報告をお願いいたします。</p>
松くい虫対策部会 (梶本委員)	資料 No. 2 により報告

岡田議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>松くい虫被害対策の森林については、なかなか理解しづらいところがあるのですが、ただいまご説明いただいた高度公益機能森林というのは、基本的には保安林に指定されていて、松林であることが前提です。</p> <p>周辺に被害が拡大することを防止する森林という意味合いでは、松以外の森林で高度公益な機能森林を守るというのがそもそもの位置付けですが、高度公益機能森林そのものが松くい虫被害に侵されて、どうしても樹種転換をしなければいけないということになると、形の上でも、質的にも、高度公益機能森林という枠組みを外さざるをえないので、それは被害拡大防止森林へと位置付けを変えていきますというのが、ただいまの変更の主要な中身です。</p> <p>報告事項でございますが何か 御質問、御意見があれば、いただきたいと思っております。</p>
川村委員	<p>参考までにお尋ねしますけれども、樹種転換の具体的な方法、あるいは、どういう樹種に転換するのか、そこを教えてくださいたいと思っております。</p>
及川森林整備課 整備課長	<p>森林整備課の及川と申します。よろしくお願いたします。</p> <p>松林をどう転換していくかというお話ですけれども、積極的な転換といたしましては、整理した上で松以外の樹種、あるいは、松であっても抵抗性松というものも開発しておりますので、被害に遭わない森林を造成してというのが第1です。</p> <p>一方、針葉樹が残っているような場合は、針葉樹を残して、その後針葉樹の林に移行させていくという二通りの方法が今はとられております。</p>
岡田議長	<p>その他いかがですか。よろしいですか。</p> <p>それでは三つ目の報告事項になります。東日本大震災からの復興整備計画に関わる地域森林計画区域の変更についての報告事項でございます。担当の森林整備課工藤総括課長さんからお願いします。</p>
工藤森林整備課 総括課長	資料No.3により説明
岡田議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>大変要領を得た説明というか報告ですが、この変更を市町村が行う場合には、もちろん現地が大事ですし、0.01ha であっても変更面積は変更面積ですから、こういう小さな宅地造成ですとか集団移転で当初ここは必要だとされたものが、家族と相談した、あるいは、いろいろ相談した結果、ここはいらなくなったというようなことも含めて、大変多くの背景があって、御苦労が多い事業でございます。</p> <p>その結果として、ただいま御説明をいただきました。</p> <p>何か御質問、御意見あればいただきたいと思っております。</p> <p>もし無ければ、報告事項ですから特に意思を問うことは必要ないのですが、御理解をいただいたということでよろしいですか。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは続きまして、議事に移らせていただきたいと思っております。</p> <p>本日の議事事項は、当初御説明がありましたように、大槌・気仙川の地域森林計画の案が主要なところでございますが、第2号、第3号として変更計画案についても審議をいただくことになってございます。</p> <p>ちょっと今、スライドの準備をしていただきますので、よろしくお願いたします。</p>
工藤森林整備担 当課長	資料No.4-3により説明
成松森林整備課 計画担当課長	資料No.4-4により説明
岡田議長	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、ここからただいまの提案に対しまして、御意見や御質問をいただき</p>

	<p>たいと思いますが、どうでしょう。</p> <p>1号議案についてまず、御質問や御意見をいただくことにしましょう。いかがでしょうか。</p>
泉 委員	<p>大槌・気仙川地域森林計画書の案について質問いたします。</p> <p>造林面積のところですけども、前計画の実績を見ると、人工造林の計画値に対して実施が、計画書には31%、実質的に計算すると40%という計算結果をお示しいただきました。</p> <p>この新しい案でも、同じくらいの人工造林の計画になっていて、天然更新と大体半分ぐらいということですけども、前計画の実施の状況を見ると人工造林は30%ぐらい、天然更新はそれに対して200%ぐらいと書いてありまして、課長さんから御説明いただいた背景で、国から計画が降りてくるので県ではこの計画値で、という御説明を受けたところですけども、人工造林が前の計画で30%というのはどの辺に原因があるとお考えなのか、また、今度この新しい計画で、その課題を何か解決されていくのに、何か手だてをお考えでいらっしゃるかどうかということをお聞きしたいです。</p>
工藤森林整備課 総括課長	<p>ありがとうございます。まずもって、この区域は東日本大震災津波で被災したエリアということで、被災当初に山林火災を受けた所有者の方々からいろいろお話を聞いたのですが、造林していただけるかどうかという問いに対しまして、今は自分の生活の方が大事だという話をされまして、どうしてもやはりそこは無理にお願いをできなかったという背景はございました。</p> <p>ただ、そうは言いながらも、この地域は気仙杉に代表される木材の産地ということもございまして、本来は伐ったら植えるという場所であるということは誰しもがわかっていることであります。</p> <p>これにつきまして、まず再造林の対策としては、森林経営管理制度の中で意欲と能力のある林業経営体、これが今、県下で82経営体あるのですが、この方々に対しまして、森林所有者さんがなかなか造林をできないような状況であっても様々な工夫の中で造林をするような働きかけ、取組みをしてくださいというお願いをしております。</p> <p>意欲と能力のある林業経営体に登録されることで、補助事業を優先的に採択されるであるとか、あとは国有林の事業に参入できるとか、様々なメリットがございまして、そういったところをやはり御理解をさせていただいて、単独ではなかなか難しいのであれば、他の事業体と連携しながら再造林をしていただくということを今、強力にお願いしております。</p> <p>ここ数年の再造林の実績を見ていただきますと、若干でありますけれども伸びております。</p> <p>これは森林組合だけではなくて、民間の事業体が再造林をしてきたことによる結果です。</p> <p>したがって、被災した方々ということもございまして、さらにはシカ被害など、様々な問題もあるのですが、そういった方々と協力して少しずつ面積を増やしていければいいのかなというように思っております。</p> <p>加えまして、最近の技術的なお話をしますと、伐採から造林まで一貫的に作業するという、機械を使った一貫作業。民間の素材生産業者の方々には機械をたくさん持っておりますので、そういった技術をきちんと身につけてもらうことで、造林が進むのではないかと考えておりますので、いろいろ勉強会を開いたりとか、対策を講じて参りたいと思っております。</p>
岡田議長	<p>いいですか。納得しましたか。あまり納得しない顔をしてますがいいですか。はい、どうぞ。</p>
梶本委員	<p>泉委員の質問に関連して、この今回の大槌・気仙川地域で、沿岸部とあと住田町みたいなのところも入っていますけど、計画区内で主伐と再造林、再造林率地域</p>

	<p>差のようなものはありますか。</p> <p>住田町あたりだとかなり再生林を積極的にやっているのかなという感じがあるのですが、一方で沿岸の方は先ほど言われたように再生林の意欲が少ないとか、そういう差があって平均すると3割ぐらいということなのか、全体に大体同じぐらいなのかということをご教えてください。</p>
工藤森林整備課 総括課長	<p>市町村別の調査はしていないので、ちょっとその差まではわからないんですけども、一つ違いがあるとすれば、市町村で造林する際の単独嵩上げ補助という事業を持っているところがございます。</p> <p>そういった市町村につきましては、少しでも所有者の負担を減らせるということで、積極的に造林が進む傾向はあります。</p> <p>ただ、一つ問題なのは、市町村の単独補助の予算が造林の上限になってしまう。予算があればもっと植えたいけど、私は次にしますというような形で、本来は植えたいと思ってる人がいるのになかなかそこをカバーしきれないという問題がございます。</p> <p>そういった単独嵩上げ補助があるようなところについては、無いところに比べて、若干造林するような傾向はございます。やはりどうしても、この大槌・気仙川については、先ほど先生からお話がありましたが、沿岸部と内陸部の所有者の違いというものがございまして、それなりに考慮しながら再生林を進めていかなければならないのかなと思っております。</p>
梶本委員	<p>もし、そういう地域差があるのであれば、その実態に見合ったような計画というものを少し詰めていただいた方がいいのかなというのは一つあります。</p> <p>あと、違うことをもう一点だけいいですか。これはちょっと確認ですけれども、最後の方で成松さんから説明がありましたが、森林資源の推移と、最後の資料ですが、針葉樹・広葉樹・面積・蓄積のお話があったのですが、5年間ですか、令和元年度編成で広葉樹が増えて、針葉樹は減っている。広葉樹は蓄積も増えているのですが、これは先ほどの説明では、伐採して天然更新で増えているということでしたけど、それは針葉樹造林地を伐採して、そのあと広葉樹で天然更新して放っておいてこのようになったということですか。面積が2,000haぐらい、蓄積が25万m³ぐらい、5年でヘクタール当たり100m³ぐらい蓄積が一気に増えているんですけど、これはどういう経緯を経てこうなってるのかというのをもう少し説明していただければ。</p>
成松森林整備課 計画担当課長	<p>今おっしゃられたお話のとおり、伐採されて、ちょっと芳しいことではないのですが、再生林があまり進んでいない一方で、では、他はどのように更新されているかという天然更新と。天然更新されれば、広葉樹が増えるということになってくるわけですが、この期間中に、天然更新が進んだ部分があれば、前計画の期間中に伐られたけれども、まだ更新が確認されなかった。それが、今期で新たに天然更新が確認されたものというところが、広葉樹の増に繋がったものであると考えられるというものでございました。</p>
梶本委員	<p>広葉樹林の面積がそうなったというのはわかるのですが、増えた部分の、広葉樹林になったところの蓄積が、天然更新で、例えばコナラとかそういうのがぼう芽して、5年間でこれぐらいの蓄積に行くのか。ヘクタール100m³というのは結構なものだと思うのですが、このぐらいはあるということですか。これは平成26年からの変化ですよね。</p>
成松森林整備課 計画担当課長	<p>はい。そのようになっております。</p>
梶本委員	<p>要するに、面積が変化した部分の蓄積の変化と、従来から生えている広葉樹の部分の純増というか、元々広葉樹だったところが本当に増えている部分がどうなってるのか、ごっちゃになってるのかなということで、その辺がどういう計算になっているかというのをちょっと教えていただければ。</p>

成松森林整備課 計画担当課長	<p>両方あると思うのですが、この計画期間中に増えた広葉樹の分ということもあると思いますし、あと前期の広葉樹の部分で、増えてきたものというのもあると思います。</p> <p>というのは、蓄積が1 齢級の場合ですと、蓄積というのはなかなか出てこないんですけれども、ちょうど10年、2 齢級に入ったところで、広葉樹については始めに、かなり大きな成長量が出るというところで、森林簿に一気に見えてくるという部分はございます。</p>
梶本委員	<p>わかりました。何故こういう質問したかという、やはり今後の計画として、針葉樹だけではなくて、伐った後に広葉樹にも移行させるとか、あるいは、従来の広葉樹の林をそのまま蓄積を増やすとか、特に東北は、県南はそうではないと思うのですが、県北の方だと広葉樹資源が豊富なので、そういうものも計画の中にちゃんと組み込んでいくのであれば、広葉樹の林がどれくらい蓄積が増えるとか、そういうことを精査して計画に組み込むということが大切ではないかという質問させていただきました。</p>
岡田議長	<p>質問の意図は、広葉樹の蓄積の調査方法論を少しきちんとお知らせをすることか、あるいは、今の質問との関連で言うと、天然更新の更新確認。ヘクタール2,000本以上、30 cm以上の主林木となる広葉樹がきちんと本当に更新しているか、誰がどういうレベルで調査し、どの面積をその標準値調査で追って計算したとか、この辺りが明確でない。トレンドとしてやはり、伐採をしたけれども人間が植えるという行為まで至っていないという事実を踏まえて、針葉樹から広葉樹へ、あるいは、人が造った林から天然更新の林へという、そこはきちんと、資源を整備して管理し、経営にまでたどり着く方法論を、今このように誘導的に指導してまますという、このあたりがはっきりしていると、今の質問に対しては十分に答えられるかなと思います。</p> <p>実際のところは、梶本さんもお存知のように、我が国全体の中で広葉樹化、あるいは、天然更新が意図せざる形でも膨らんでいるということは事実で、しかし、ここがしっかりと経営管理されるということが一つは望ましい方向でもあるという理解もあって、このことから、特に北東北の広葉樹森林、林業には期待されるところがあるのにと、こんなところが質問の背景にあるという理解をしていただくといいかなと思います。</p> <p>その他いかがですか。はい、どうぞ。</p>
上田吹黄委員	<p>計画の数量と申しますか、伐採、主伐、間伐、造林、面積等の基づくところの計画量の算出というのは、非常に算出するのは大変いろんな要素を加味して複雑だとは思いますが、この数字が打ち出される仕組みと申しますか、それはどのようなになっているのか参考までにお聞きしたいのですが。</p> <p>素人なのでちょっと林業に関して、非常にわかりにくいところがあるのですが、伐採が前計画において140万㎡、造林の計画量が2,400haというように打ち出しているものは、例えば、面積が約10万haに対する数値、蓄積量が3,000万㎡に対する数値というように見たときに、大ざっぱに10年間の計画が蓄積量では20分の1なのかなという。それが例えば、その10年間の計画を5回重ねて100年で蓄積量の半分循環していくというような、目的である森林資源が循環利用されていくということのために、その数値を割り出しておられるのかなと思うのですが、その辺、簡単に理解できるように教えていただければと思います。</p>
成松森林整備課 計画担当課長	<p>はい。それでは計画量についてお答えいたします。</p> <p>こちらの地域森林計画に関する伐採や造林の計画量につきましては、全国森林計画におきまして、そういった資源の循環利用等を考慮しながら作られた計画量から、各広域の流域、地域、そういった地域別の計画量が示されているんですけれども、本県における森林資源の状況ですとか、過去の実績を踏まえまして、計画区ごとの計画量に配分して設定してございます。特に人工造林につきましては</p>

	<p>は、全国森林計画の計画量と今の実績の状況も踏まえまして、マイナス 15% というようなものにしてありますが、全国の計画量から、上下 20% の範囲までの調整できることとなっております、こちらを目一杯の 20% ではなく、マイナス 15% としたのは、現在の計画と同じ値、少なくとも今持っている目標よりは下げた目標にはしないというところで、この計画を設定したものでございます。</p> <p>また、主伐の材積につきましても、同様に、マイナス 15% の計画量としていますが、こちらは、人工造林の面積がマイナス 15% というところとバランスをとって設定したものとなっております。</p>
上田吹黄委員	<p>国が算出したものの基準に対して大きく変わらない、20% 前後の範囲でいろいろな状況を加味して、地域独自に定めているという意味合いの説明だったのかなと思うんですけど、森林資源の循環利用に対して、こういう数字が打ち出されていることの仕組みというのがちょっと難しい、わからないなと思って、そこには何かの 100 年なり 200 年なりで、循環できる数量を割り出しているみたいなことがあるのかなと思いましたので、素人的な質問で恐縮なんですけれども、そういう意味でお聞きしました。</p>
岡田議長	<p>なかなか理解しづらいですね確かに。一般の方というか、我々関係してる者でも非常に理解の難しいところがあるんですが、戦後の林政の中で資源の保続性だとか、管理、木材生産量、これについては、国が責任を持つという、そういうところをしっかりとまずは決めたんですね。すなわち計画の種類でいうと、先ほど成松さんが冒頭で説明してくれた全国森林計画。先ほどの説明だと、国で割り振られたという言葉をちょっと使っていましたが、今の 20% のアローワンスについては、実は 2 年前の森林林業基本計画から割り振るのではなく、地方の積み上げの数字も考慮して、国と地方が一緒になって考える、同意協議数値という形で置きましようということによって多少のアローワンスができたんですが、依然としてやはり全国森林計画を最大限尊重するっていう姿勢は貫かれているのです。</p>
工藤森林整備課 総括課長	<p>本県の実績は決して良い成績ではないのですが、全国の地域森林計画を束ねている全国森林計画の実績についてちょっと調べてみました。</p> <p>一例をお話しますと、例えば人工造林の関係で、これは本県が大体 40% 程度なのですが、全国ではちょっと上がって 45%。あとは間伐ですと、93% という結構高い実行率になっています。</p> <p>ですので、本県というか、今回の計画区域がちょっと低いんですけども、例えば国有林の計画に対する実績ですとか、他の県のものがトータルされていくと、全国森林計画の達成率というのは、それなりのところに収まっているのかなというように見たところですよ。</p> <p>ただ、残念ながら人工造林は、冒頭、先生の方からお話がありましたが、再造林というよりは天然更新の方がどうしても上回っている実態が資料からは伺えたところでございます。</p>
岡田議長	<p>計画対象地域は、まさに東日本大震災の被災地域だということを考えると、今回の計画については、あるいは、実績の評価についても、多少やはりそこをしっかりと踏まえた評価が必要かなと、そう思います。</p> <p>その他いかがですか。はいどうぞ。</p>
川村委員	<p>この計画の立案に関する話ですので、その先の財政的な話というのはちょっとまだ早いかもしれませんが、一応、半分意見ということで申し上げますけれども、今特に再造林に関して、非常に遅れているということで、問題になっていると思いますが、そこへ国あるいは県からの補助金を投入して、再造林を進めていくということは一貫してやられていると思いますが、結局事業者の間で、その前に森林所有者さんの目線で、直接林業に従事しない所有者さんの場合には、再造林の実行ですとか、あとそのための補助金の申請ですとか、そういったことは</p>

	<p>ご自分ではなかなかできない。それを森林組合や民間の事業者に依頼しようということになったときに、補助金の利用に関しては、それぞれ皆努力してやっているとありますが、例えば、森林経営計画を立案していないと補助金申請できないというような、そういう縛りもありますし、補助金の種類によっては、申請手続きが非常に煩雑で、なかなか難しいというような話が聞こえてきてまして、そういった手続きのところでハードルが高くなっているところを、何とかこの先、緩和していただくことができないのかというようなことを、日頃考えていましたので、その辺のお話をちょっと伺えればと思いました。</p>
<p>工藤森林整備課 総括課長</p>	<p>補助事業の手続きの関係は、確かに今御意見いただいたとおり、少し考えてくれないかというような話をされているのは私も承知しております。</p> <p>やはりこれについては、不適切な事案もあったりして、どうしても簡素化できないところもあるんですが、例えば、現地を完了確認する際には、今、人が歩いて調べる部分を最新の技術を使って確認できるようにできないかとか、様々な取組みを林野庁の方でも考えておりますし、それに応えるような形で県も努力をしなければいけないと思っております。</p> <p>その辺については、すぐこうしますというようには言えないところはあるんですが、少しでも補助事業が活用できるような形で進むように、努力したいと思います。</p> <p>それから、森林所有者さんの目線ということで、最近いろいろ所有者さんへのアプローチをどうするかという部分について、少し確認してみたんですが、例えば本線沿いの都市部のところについては、所有者さんにアプローチをしようと思っても非常に難しいのですが、そういったところではどこをターゲットにするかということ、ある程度の面積を持っている所有者さん、あるいは、生産森林組合さんにお話をし、積極的に森林経営計画を作って造林をしていくような取組みをしています。</p> <p>それは、森林組合さんもなかなか忙しい中で、現状では県の林業普及指導員が直接計画の作成支援や補助手続きを支援して手伝っているということでした。</p> <p>また、岩泉町のように、割と積極的な所有者さんがいるところについては、森林組合さんが動く、動かないという問題もあるんですけども、そこも、所有者さんに直接林業普及指導員がアプローチして、森林経営計画を立てて補助の手続きまで同じように支援するという形で動いているところがございますので、一概にこれが全県すべての所有者さんに当てはまるとは思えないんですけど、地域性に応じた対応の仕方というのがあるということがわかってきましたので、その辺を含めながらやると。あとは、事業者さんが、そういった事業を活用できるように、勉強会を開く。そういった両面からというか、それぞれの形で対応していきたいと思っております。</p>
<p>橋本林務担当技 監</p>	<p>補足といいますか、関連した情報ですけれども、森林経営計画がないと補助金の対象にならないというような話が出てきているということですが、今回、11月にいわての森林づくり県民税の懇談会の中で、いろいろな意見を聞いた時も、森林経営計画以外のところでも、やはり森林整備が必要なところがあると。</p> <p>何らかの理由で森林経営計画がつかないところの森林整備が何とかできないかというような声も聞こえておりますし、申請が煩雑だというような話もありますけれども、税金を使った事業ですので、ある程度の書類の整理は当然必要かと思いますが、県民税を使った環境の森整備事業については、やはり申請が煩雑だとか、それから20年の協定に対して、協定締結が必要なのかどうかといった意見も各地区を廻ると出てきておりましたので、冒頭の挨拶でもお話したところですが、岡田会長に委員長になっていただいている、県民税の評価委員会の方で、その辺も踏まえて、今後のあり方を今まさに検討中というところでありまして、本日いただいた御意見も類似のことなのかなという気がしますので、そ</p>

	ういったものも含めて、県民税のあり方の方にも反映できるものについては反映していればと考えております。
岡田議長	<p>森林経営計画制度というものを作ろうしたときに、大変大きな議論があったのは、森林所有者は森林というものを一体どのようにとらえているのだろうか、という事です。</p> <p>先程、ちょっと私も触れたんですけども、森林が持っている公共性、公益性ということについては、これはもうずっといろいろな機会に人々が理解するようになってきているし、だからこそ税金がすぎ込まれることについても是認をする、あるいは新しいこの県民税、今 37 都道府県がやっていますか、それらについても理解が得られています。</p> <p>ところが、所有者自身が、自分の財産である森林の公益性、公共性をしっかりと、実現するべく努力をされているだろうかということについては、やはりそれぞれの所有者の経済条件もあって、残念ながら公共性を実現する所有者責任の放棄が目立ち過ぎるという、ここは大変大きいですね。</p> <p>そうすると、森林経営計画のようにしっかりと公共性を実現します、そういう計画なんですということを踏まえて、皆さんからのいろいろな支援、具体的には補助金を得られるという、こういう好循環を作らなければいけないだろうというところが、やはり大変大きいということなんですよね。</p> <p>森林所有者の方の財産であることはその通りです。私的財産であることはその通りなんですけれども、一方で森林という特殊なグッズが持っている公益性を自らきちんと実現すべく努力をするし、それがかなわなければ、いろいろなお手伝いをいただく仕組みが用意されていますから、そこに乗せていくという、ここができるかどうかということ。だからこれ、川村さんもいろいろお話されているから、ぜひまた情報を入れていただいたり、御指導いただければよろしいかと思えます。</p> <p>その他いかがですか。それでは、もしなければ、1号議案については今回御提案いただき、この審議会の意見を聞くということになっておりますので、特に異論なしということによろしいですか。</p>
委員	はい。
岡田議長	<p>それでは、2号、3号議案について、御質問、御意見をいただきたいと思えます。ここは主に林道のところの変更ということで御提案がございました。何か御質問、御意見があればいただきたいと思えます。</p> <p>もしなければ、この計画についてもこの審議会としては特に異論なしということによろしいですか。</p> <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それではその旨、後ほど私から、委員会を代表して知事に返事をするということになるかと思えます。</p> <p>それでは、私に与えられたところは以上のようなことなんです、その他も一応聞きましょうか。</p> <p>何かもし、委員各位あれば、もしなければ、以上で私の責任部分を終えたいと思えます。ありがとうございました。</p>
事務局	<p>岡田会長には議事進行いただき、ありがとうございます。</p> <p>次は、次第5の森林・林業情勢報告になりますが、ここで5分間の休憩に入りたいと存じます。再開は15時20分といたしますので、よろしくお願いいたします。</p>
	以下、森林・林業情勢報告